

法人会ニュース



●今月の便に同封している書類（ご案内等）

- ◆「新春講演会・会員交流会」のご案内
- ◆「法人会自主点検チェックシート」の活用案内

●本部等の行事

月	日	曜	内 容		
12	5	水	新設法人説明会	13:30 ~ 16:30	於：福岡ガーデンパレス
12	6	木	医療健康セミナー	14:00 ~ 15:30	於：西鉄グランドホテル
12	11	火	決算事務説明会	13:30 ~ 16:00	於：福岡ガーデンパレス
12	13	木	花いっぱい運動	14:00 ~ 15:30	於：舞鶴地区昭和通り北側花壇
12	21	金	正副会長会	14:00 ~ 14:50	於：福岡ガーデンパレス
12	21	金	理事会	15:00 ~ 16:00	於：福岡ガーデンパレス

●支部の行事

月	日	曜	内 容		
毎月1回			大濠公園防犯パトロール（大濠支部）	19:00 ~ 19:45	於：大 濠 公 園
毎月1回			青少年対策パトロール（天神第3支部）	16:00 ~ 16:45	於：天神地区（3丁目）
12	1	土	絵はがきの展示 （西高宮・春吉各小学校6年生の作品）	09:00 ~ 15:30	於：西 高 宮 公 民 館
12	1	土	チャリティーもちつき大会（港支部）	11:00 ~	於：か も め 広 場
12	2	日	チャリティーもちつき大会（草ヶ江支部）	11:00 ~	於：NHKイベント広場
12	17	月	租税教室（舞鶴支部）	14:10 ~ 14:55	於：舞 鶴 小 中 学 校

●青年部会の行事

月	日	曜	内 容		
12	10	月	忘年会	19:00 ~ 21:30	於：観 山 荘
12	12	水	役員会	11:00 ~ 12:00	於：事 務 局 会 議 室

●女性部会の行事

月	日	曜	内 容		
12	14	金	役員会	11:00 ~ 12:00	於：事 務 局 会 議 室

福岡税務署長納税表彰

氏 名	法 人 名
松井 正博	(有) たから市場
田中 清司	(有) ほんちゃん

福岡税務署長感謝状

氏 名	法 人 名
川畑康太郎	(株) 観山 桜坂観山荘
岩井 敬正	(株) 岩井鉄筋工業
岩堀 博隆	(株) 岩堀工務店

以上5名の方が今秋表彰されました。おめでとうございます。

(I) 税務カレンダー

12月の税務カレンダー

12月10日 ●源泉所得税の納付

12月28日 ●官庁御用納め

(II) 知らないで損する税情報

消費税の改正

税 理 士 堤 一 博

平成30年（2018年）10月15日に安倍首相は、「消費税率については、法律に定められたとおり、平成31年（2019年）10月1日に、現行の8%から10%に2%引き上げる予定」と表明しました。

平成24年（2012年）8月に消費税法が改正となり、平成31年（2019年）10月には10%へ引き上げられ、同時に軽減税率、さらにはインボイス制度の導入が予定されています。

この機会に、改めて消費税制度改正の概要を、ご説明します。

まず、制度導入の時間的イメージは、下記のとおりです。

	平成31年 (2019年) 10月	平成35年 (2023年) 10月	平成38年 (2026年) 10月	平成41年 (2029年) 10月
税率	8%	10%（軽減税率8%）		
仕入税額控除 適用要件	請求書等 保存方式	区分記載請求書等 保存方式	適格請求書等保存方式 (インボイス制度)	
免税業者等からの 仕入税額控除	全額控除	80%控除	50%控除	控除不可

【軽減税率】

皆さんもご承知のとおり、平成31年（2019年）10月1日から消費税率は10%（消費税7.8%、地方消費税2.2%）となります。

ただし、生活必需品である①酒類を除く「飲食料品」、②週2回以上発行される定期購読契約に基づく新聞は、軽減税率8%（消費税6.24%、地方消費税1.76%）が適用されます。

販売される食品類と定期公刊される新聞等は、生活に密着するものとして、適用税率が軽減されて8%の現行税率を適用することになります。

単一税率から複数税率となり、まずは、対象となる品目について概説します。

軽減税率が適用される「飲食料品」とは、「食品表示法に規定する食品」で、これには酒税法に規定する酒類は含まれません。

「食品表示法に規定する食品」に関心があれば、消費者庁が「早わかり食品ガイド」を提供していますから、ネットで検索してみてください。

(www.caa.go.jp/policies/policy/food.../pdf/jas_1606_all.pdf)

上記記載のように飲料品でも酒類は、消費税法上、「飲食料品」から除外され、また、飲食店業、喫茶店営業、そ

の場で飲食させる事業を営む場合は、いわゆる「外食」として「飲食物の譲渡」には含まれず、軽減税率の適用はなく、標準税率によることとなります。

国税庁が、平成28年（2016年）4月に「消費税の軽減税率制度に関するQ&A」を公表しています。

まず、「飲食料品」の譲渡は…？

「個別事例編」の平成30年（2018年）1月改訂版から一部を抜粋しますと、

- ・・・「飲食料品」とは、人の飲用又は食用に供される、
- ① 米穀や野菜、果実などの農産品、食肉や生乳、食用鳥卵などの畜産品、魚類や貝類、海藻類のどの水産物
- ② めん類・パン類、菓子類、調味料、飲料等、その他製造又は加工された食品
- ③ 添加物（食品衛生法に規定するもの）
- ④ 一体資産のうち、一定の要件を満たすものをいい、
 - ・ 医薬品、医薬部外品、再生医療等製品、酒税法に規定する酒類を除きます。
- ※ 軽減税率が適用される取引か否かの判定は、事業者が課税資産の譲渡等を行う時、すなわち、飲食料品を提供する時点（取引を行う時点）で行うこととなりました。

以下、例示的に

- ・ 肉用牛等の生きた家畜の販売は、販売時点では人の飲用や食用に供されないから、軽減税率の対象にならないが、家畜の枝肉は対象となる
- ・ 食用の生きた魚（活魚）は対象となるが、観賞用の熱帯魚は対象にはならない
- ・ 家畜の飼料やペットフードは、対象とはならない
- ・ コーヒーの生豆は、対象となる
- ・ 食用のもみは対象となるが、種もみは対象とはならない
- ・ 果物の苗木やその種子は対象とはならないが、おかしや製菓の材料用の種子（例えば、かぼちゃの種）は対象となる
- ・ ミネラルウォーターなどの飲料水は対象となるが、水道水は、飲用と生活用とが混在していることから対象とはならない（ただし、水道水でも、それをペットボトルで販売するときは対象となる）
- ・ 飲用の氷は対象となるが、ドライアイスや保冷用の氷は対象とはならない
- ・ 賞味期限切れの食品を廃棄するために譲渡したときは、対象とはならない
- ・ 食品の原材料となるワインは、酒税法に規定される酒類に該当するので、対象とはならない
- ・ みりんや料理酒は、酒税法に規定する酒類に該当するので、対象とはならないが、アルコール分が1%未満のみりん風調味料は、酒税法に規定する酒類に該当しないので、対象となる
- ・ アルコール分1%未満のノンアルコールビールや甘酒は、対象となる
- ・ 酒類を原料として菓子は、その菓子が酒税法に規定する酒類該当しなければ、対象となる
- ・ 日本酒を製造するための米の販売は、対象となる
- ・・・

「外食」とは・・・？

軽減税率の適用対象とならない「食事の提供」とは、飲食設備のある場所において飲食物を飲食させる役務の提供をいいます。

会社内や事業所内に設けられた社員食堂で提供する食事も、その食堂において、社員や職員に、飲食料品を飲食させる役務の提供を行うものであることから、「食事の提供」に該当し、軽減税率の適用対象となりません。

- ・セルフサービスの飲食店での飲食は、顧客にその店舗のテーブル、いす、カウンター等の飲食設備（以下、「飲食設備」とします。）を利用して飲食料品を飲食させているので対象とはならない
- ・屋台のおでん屋やラーメン屋の場合は、自ら飲食設備を設置したとき、あるいは、飲食設備の設置者から使用許可を得ているときは、対象とはならないが、設置しないとき、あるいは、公園の公共のベンチなど特段の使用許可等をとっておらず、顧客が使用することもあるがその他の者も自由に使用しているときは、対象となる
- ・コンビニエンスストアのイートインスペースでの飲食は、対象とはならないので、店内での飲食かの確認が必要
- ・ファストフードのテイクアウトは、「食事の提供」には当たらないので、対象となる
- ・飲食店で残りを持帰る場合には、飲食料品の提供の時点で判断するので、飲食後に持ちかえるとしても、対象としない

まだまだ続きますが、何となくイメージできませんでしたか？

Q&Aは、今後も追加・改訂されて、様々な個別の飲食料品についての当局の考え方が示されることとしますので、注視しておいてください。

【仕入税額控除制度におけるインボイス方式への移行】

現行の仕入税額控除制度では、帳簿と請求書等の保存が必要（「請求書等保存方式」）ですが、平成35年（2023年）10月1日からは「適格請求書発行事業者」から交付を受けた「適格請求書」または「簡易適格請求書」の保存（「適格請求書等保存方式」）が必要となります。

この間の平成31年（2019年）10月1日から平成35年（2023年）9月30日は、現行の請求書等保存方式を維持しながら、軽減税率適用対象商品の仕入かそれ以外の仕入かを明確に区分するための記載事項を追加した帳簿と請求書等の保存（「区分記載請求書等保存方式」）を条件に仕入税額控除を認めることとされます。

帳簿や請求書に、標準税率10%適用商品と軽減税率8%適用商品を明確に区分表示することが求められることとなります。

【免税事業者等からの課税仕入れの経過措置】

平成41年（2029年）10月1日からは、「適格請求書発行事業者」から交付された「適格請求書」または「簡易適格請求書」が仕入税額控除の要件とされることになり、「適格請求書発行事業者」以外の者、すなわち、免税事業者や消費者のほか、課税事業者であっても登録していない者は、「適格請求書」の発行はできませんので、その取引金額に係る消費税額（相当額）全額が仕入税額控除の対象外、つまり、仕入税額控除を受けられないこととなります。

ただし、経過措置として、「適格請求書等保存方式」を前提に、下記のように段階的に一定額を控除する措置が用意されています。

< 「適格請求書発行事業者」以外の者からの課税仕入れ >

期間	経過措置控除割合
～平成35年（2023年）9月30日	100%（全額）控除 可
平成35年（2023年）10月1日～ 平成38年（2026年）9月30日	80%控除 可
平成38年（2026年）10月1日～ 平成41年（2029年）9月30日	50%控除 可
平成41年（2029年）10月1日～	控除 不可（全額）

※帳簿には、例えば、「80%控除対象」のように、経過措置適用の旨の記載が求められます。

来年の平成31年（2019年）10月1日からは、10年間をかけて、消費税の制度改正が図られ、施行に向けての政府の施策が今後も予想され、不確定なところもありますが、いまから自社の対応をご検討ください。